

市役所日曜開庁のお知らせ

転勤や入学・卒業などにより住所が変わる方で、転入・転出の届出など、平日窓口に来られない方に利用していただくために、年度末と年度初めの日曜日に市役所の窓口を一部開庁します。

◆開庁日時 平成29年3月26日(日)、4月2日(日)の2日間

午前8時30分から午後5時15分まで

◆開庁窓口 市役所本庁1階 市民課、税務課

◆業務内容

<ul style="list-style-type: none"> ・転入、転出等住所変更届出の受付 ・住民票、戸籍謄・抄本等証明書の交付 ・印鑑登録、証明書の交付 ・戸籍の届出(出生・婚姻・死亡届等)の受付 ・個人番号カードの交付(8:40~16:30) ・通知カードの交付 	<p>【市民課】</p> <p>☎(087)894-9218</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書の交付(法人市民税を除く) ・市県民税所得、課税証明書の交付 ・固定資産税公課、評価、所有証明書の交付 ・固定資産税住宅用家屋証明書の交付 ・原付等の登録、廃車手続(さぬき市のナンバーに限る) ・臨時ナンバーの貸出し ・口座振替申請の受付 ・固定資産台帳(名寄せ帳)の閲覧 ・土地、家屋縦覧台帳の縦覧(4月1日から) 	<p>【税務課】</p> <p>☎(087)894-1118</p> <p>☎(087)894-9210</p>

※上記以外の業務については、取り扱いができませんのでご理解、ご協力をお願いします。

なお、上記業務のうち、国や他の市町村など他の機関等への問い合わせが必要な場合は、取り扱いができません。

※証明書の交付等の際には、窓口に来られた方の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、住基カードなど)が必要です。

また、同じ世帯以外の方の証明書等が必要な場合は、その方の委任状も必要ですので、ご注意ください。(戸籍については、戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系の方以外の方は委任状が原則必要です。)

※手続により必要書類が異なりますので、事前に担当課へのご確認をお願いします。

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お持ちの被保険者証(水色)の有効期限は、平成29年3月31日までです。

4月からは新しい被保険者証(緑色)に更新となりますので、3月中旬頃、世帯主様あてに簡易書留で郵送いたします。4月以降、医療機関を利用する際には、必ず本人の新しい被保険者証を提示してください。(有効期限の過ぎた被保険者証は、最寄りの窓口までご返却ください。)

※就職するなど新たに社会保険ができた場合、お持ちの国民健康保険の被保険者証は使えなくなり、資格を喪失する手続きが必要となります。

また、職場を退職するなど社会保険が喪失した場合も、国民健康保険に加入する手続きが必要となります。詳しくは国保・健康課までお問い合わせください。

○取扱上の注意

・名刺サイズで小さいので、紛失等に注意し大切に保管してください。

・70歳以上の方には「被保険者証 兼 高齢受給者証」を交付しています。(70歳の誕生日の翌月から適用になります。1日生まれの場合はその誕生月からです。)また、新たに70歳になる方の一部負担割合は2割になります。(ただし現役並みに所得のある方は3割のままです。)

・社会保険への加入や転出などの資格の異動手続きには、異動する方の被保険者証が必要になります。

・被保険者証の一部負担割合については、国民健康保険法第42条第1項に規定する法定割合を適用することになりますので表示していませんが、これまで同様、3割(未就学児は2割)です。

【問】 国保・健康課 ☎(0879)52-2514